松 江 市　島 根 労 働 局　〒690―0841　松江市向島町134―10
広 島 市　広 島 労 働 局　〒730―8538　広島市中区上八丁堀６―30
高 松 市　香 川 労 働 局　〒760―0019　高松市サンポート３―33
松 山 市　愛 媛 労 働 局　〒790―8538　松山市若草町４－３
福 岡 市　福 岡 労 働 局　〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
熊 本 市　熊 本 労 働 局　〒860―8514　熊本市西区春日２―10―１
鹿児島市　鹿児島労働局　〒892―8535　鹿児島市山下町13―21
那 覇 市　沖 縄 労 働 局　〒900―0006　那覇市おもろまち２－１－１

③　申込受付期間　平成25年４月１日（月）及び４月２日（火）。
なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年４月２日（火）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

④　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

⑵　インターネットによる申込みの場合

①　受験の申込み　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）
申し込むことができる試験の区分は一つに限る。
なお、受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

②　申込受付期間　平成25年４月１日（月）９時から４月11日（木）まで。
なお、申込みは、４月11日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記の受験申込用紙の交付機関に行うこと。
なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913 東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

⑵　受験申込用紙等の請求を郵便により行う場合には、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記

専 門 試 験 出 題 分 野 一 覧

専門試験（多肢選択式）

（試験の区分）	（出　題　分　野）
労働基準監督Ａ	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、労働経済・社会保障、社会学及び労働事情
労働基準監督Ｂ	工学に関する基礎及び労働事情

専門試験（記述式）

（試験の区分）	（出　題　分　野）
労働基準監督Ａ	労働法及び労働事情
労働基準監督Ｂ	工学に関する専門基礎及び工業事情

平成 25 年度航空管制官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成 25 年４月１日　人事院事務総長　尾西　雅博

1　試験の名称　平成25年度航空管制官採用試験

2　対象官職　係員の官職のうち、航空交通管制に関する業務に従事することを職務とする官職

3　給与　この試験に合格し、採用された者が「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合の俸給月額は、原則として下記のとおりであるが、平成26年３月31日までの間は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により、俸給月額に100分の4.77を乗じて得た額を減じて支給される。

（適用俸給表）	（俸　給　月　額）
行政職俸給表㈠	１級25号俸　172,200円

なお、このほか、法律の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　昭和58年４月２日から平成４年４月１日までに生まれた者

⑵　平成４年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び平成26年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成26年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、適性試験及び外国語試験（多肢選択式）（外国語試験（多肢選択式）の出題分野は英語とする。）

⑵　試験の実施日　平成25年６月９日（日）

⑶　試験地　札幌市、岩沼市、東京都、新潟市、名古屋市、泉佐野市、広島市、松山市、福岡市、宮崎市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成25年７月２日（火）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は９⑴①に掲げる。）（以下「人事院事務総局等」という。）における掲示又は人事院事務総局等に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

6　第２次試験

⑴　試験種目
外国語試験（聞き取り）、外国語試験（面接）、人物試験、身体検査及び身体測定
〔外国語試験（聞き取り）及び外国語試験（面接）の出題分野は英語とする。
人物試験は、個別面接により行う。〕
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成25年７月10日（水）

⑶　試験地　札幌市、所沢市、泉佐野市、福岡市及び那覇市